

# 設楽ダムだより

	TEL	FAX
総務課	(0536)23-4331	(0536)23-4401
工務課 調査・品質確保課	(0536)23-4387	(0536)23-4408
設楽庁舎 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2		
用地第一課 用地第二課	(0536)62-1290	(0536)62-1291



## 「設楽ダム建設同意に係る確約事項」について 設楽町に愛知県と国から回答をいたしました



◇12月12日に、設楽町役場議  
場において、設楽町横山副町長、

愛知県永井豊川水系対策本部副  
本部長立ち会いのもと、設楽町  
加藤町長に、愛知県西村副知事  
と国土交通省中部地方整備局山  
根河川部長より、「設楽ダム建設  
同意に係る確約事項」の回答を  
しました。

◇設楽ダム建設同意に係る確約  
事項とは、豊川上流に計画され  
ています設楽ダムへの建設同意  
の条件として、設楽町より「7項  
目の要望事項」として平成20年  
1月21日に提出されていまし  
た。

要望事項の内容は、移転対策  
など住民補償対策、町所管の公  
共施設の補償方法、設楽ダム対  
策基金の総額等の明確化を求め  
ており、今回この要望事項に対  
し愛知県と国がそれぞれの回答  
書を加藤町長に手渡しました。

参考までに、設楽町から提出  
されている建設同意のための確  
約事項（7項目）及び国の回答は  
次のとおりです。

①基本的考え方の明確化：〔国・  
県回答〕

↓国回答分（抜粋）

「設楽ダム建設事業の推進に関す  
る協定書」の事前確約事項について  
貴町及び関係機関と協議・調整  
し、誠意を持って対応しているこ  
ろであり、今後この事前確約事  
項を遵守します。

②水没住民の生活再建対策（集団  
移転地・公営住宅の整備）の明確化  
：〔国・県回答〕

↓国回答分（抜粋）

移転される方々の意向を確認し  
て、貴町の協力を得て愛知県と協  
力し移転先地の確保に取り組みと  
ともに、国は個人移転希望者を対  
象として移転先の斡旋を行います。



左より、加藤町長、堀設楽ダム所長、山根河川部長



左より、加藤町長、2人おいて、西村副知事

③ 国道257号の改良整備の明確化…〔国・県回答〕

↓ 国回答分(抜粋)

愛知県に対する事項ですが、安沢坂の道路改良は、設楽ダム付替道路瀬戸設楽線との一体整備となるため、愛知県と十分連携を図ります。

④ 水源地域対策特別措置法に基づき、設楽ダム水源地域整備計画に対する受益地域の費用負担の明確化…〔県回答〕

⑤ 設楽ダム対策基金造成額の明確化…〔県回答〕

⑥ 下流受益市町との交流施設整備の明確化…〔国・県回答〕

↓ 国回答分(抜粋)

国において土捨場を計画しており、関係機関と十分調整を図りつつ敷地造成など協力してまいります。

⑦ 設楽ダムに係る公共補償の明確化…〔国回答〕

↓ 国回答(抜粋)

ダム建設によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる公共施設については、「国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準」に基づき、機能回復が図られるよう適正な補償を行ってまいります。

牛歳



「設楽ダム環境検討委員会」を開催

設楽ダム工事事務所では平成20年12月13日に、「第一回設楽ダム環境検討委員会」を開催しました。  
本委員会の目的は設楽ダム建設事業に伴うダム周辺及びダム下流の自然環境に及ぼす環境影響に関して、環境保全措置等の低減策の検討について指導・助言をいただくこと。  
また、その実施状況の監視も併せて行っていただくこととしていきます。



「豊川の明日を考える流域委員会」を開催

「第31回豊川の明日を考える流域委員会」を去る12月19日、豊橋市内で開催しました。  
今回の流域委員会では、設楽ダムについて基本計画が公示されたことにより、ダム建設のための事業費、国と県との費用負担割合等が確定したため、事業の再評価を行いました。  
その結果、設楽ダム建設事業を今後も継続することが確認されました。

